

農地長期貸借促進奨励事業実施要綱

4産労農振第 2972 号
令和 5 年 3 月 2 9 日
最終改正 7 産労農振第 3066 号
令和 8 年 3 月 2 4 日

第 1 目的

東京都内の市街化区域内農地は、都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成三十年法律第六十八号）の施行により、生産緑地の貸借は増加傾向にあるが、その多くは使用貸借や短期間契約となっている。また、市街化区域以外の農地は、農業振興地域等まとまりのある優良農地を保全し、遊休農地の発生防止・解消を進め、担い手等への農地の利用促進を図っていく必要がある。東京の農地を保全し、新規就農者や規模拡大志向農家等意欲ある農業者の経営安定及び発展を支援するため、都内農地の貸借の拡大及び貸借の長期化を推進する必要がある。

このため都は、一定期間以上の長期の賃借権等の設定を行う農地所有者に対して農地長期貸借奨励金（以下「奨励金」という。）を交付し、農地の保全及び有効利用を推進していく。

第 2 定義

この要綱における定義は、次の各号で定めるところによる。

- 1 農地とは、農地法（昭和 27 年法律第 229 号。以下「農地法」という。）第 2 条第 1 項に定める農地をいう。
- 2 生産緑地とは、生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条第 1 項で定められた生産緑地地区の区域内の土地をいう。

第 3 事業実施主体

一般社団法人東京都農業会議（以下「農業会議」という。）とする。

第 4 事業の内容

- 1 本事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 奨励金交付事業
 - (2) 推進事業
- 2 前項の各事業の内容は別表 1 のとおりとする。

第 5 事業実施地域

事業の実施地域は、東京都内の農地の存在する区市町村とする。

第 6 関係機関との連携

本事業の実施に当たって、都は、区市町村、農業会議、区市町村農業委員会、東京都農業協同組合中央会、都内農業協同組合、公益財団法人東京都農林水産振興財団等関係機関と相互に連携し、農地の長期貸借を促進し、特定生産緑地の指定更新及び遊休農地の解消等につなげることで農地の保全を推進する。

第 7 普及啓発

都は、農業会議と連携し、本事業に関する内容等の情報提供を行い、本事業の普及に

努めるものとする。

第8 助成措置等

都は、予算の範囲内において、本事業の実施のために必要な経費を別に定めるところにより、農業会議を補助事業者として補助金を交付するものとする。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は別に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

改正前の都市農地流動化促進奨励事業実施要綱の規定に基づき令和5年度に本事業の奨励金の交付の申請をしている者又は交付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表1（第4関係）

事業の内容

事業区分	内容
1 奨励金交付事業	<p>農地の長期貸借を促進し、意欲ある農業者等の経営安定及び発展を支援するため、以下の対象の農地について農地の賃借権等の設定を行った農地所有者に対して奨励金を交付する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 生産緑地 <ul style="list-style-type: none"> ア 10年以上の農地の賃借権の設定 イ 2年の農地の賃借権の設定 (2) 市街化区域外農地 <ul style="list-style-type: none"> ア 10年以上の農地の賃借権等の設定
2 推進事業	1の事業を推進するために必要な事業